

佐賀県告示第二百二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十四年八月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 起業者の名称 佐賀市

二 事業の種類 佐賀市健康運動センター拡張整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分 佐賀市高木瀬町大字長瀬字四本松地内

(二) 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(一) 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀市高木瀬町大字長瀬字四本松地内における三万六千四百平方メートルの土地を起業地とする佐賀市健康運動センター拡張整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第三条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(二) 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である佐賀市は、一般会計等により既に財源措置等を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(三) 法第二十条第三号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本件事業は、平成二十三年三月に佐賀市が策定した「第一次佐賀市総合計画（基本構想・後期基本計画）」の基本構想にある「福祉」、「環境」、「教育」を重視した総合的な取組の一環として、また、平成二十一年三月に同市が策定した「佐賀市スポーツ振興基本計画」の施策として、既存の健康運動センターの隣接地にサッカーグラウンドを整備するものである。

既存の健康運動センターは、平成十六年五月に供用を開始したものであるが、供用後の多目的グラウンドについては、近年のサッカー人気の高まりやサッカー人口の増加等により、サッカーの利用件数の割合が平成十八年度から平成二十二年度までの平均で四十五パーセントを占め、他の競技の利用に支障を来す状況となっている。

また、現在、佐賀市内においては、県の施設として三面の天然芝のサッカーグラウンドがあるが、全国大会や九州大会の誘致条件である四面以上を満たしていない状況である。

このため、本件事業により、各種競技の兼用グラウンドとして利用されている多目的グラウンドにおいては、サッカー以外の競技の利用機会を増やし、幅広い年齢層において、一層のスポーツ振興を図ることが可能となる。

一方、本件事業により新設するサッカーグラウンドは、高速道路からのアクセスの良さを活かした全国大会等の会場として、また、市民やプロサッカーチーム等のサッカー競技者の練習場等として利用されること

により、市民のスポーツへの関心度を高めることが期待されるなど、佐賀市のスポーツ振興に大いに貢献するものである。

本件事業の完成により、スポーツを通じて、市民に優れた教育環境を提供することができ、また、プロサッカーチームの練習場等として利用されることと、平成二十四年二月に開業したサガン鳥栖のアンテナショップ「サガン夢プラザ」とが相まって、観客の来佐等による経済的効果も期待されるものである。

また、佐賀市地域防災計画においては、既存の健康運動センター敷地及び本件起業地を大規模災害時における住民の避難場所とするなど、災害対応機能を併せ持つ「拠点避難地」として指定し、及び整備することが予定されており、地域防災の面で重要な役割を果たすことが期待されている。

なお、本件事業の施行に当たっては、排出ガス、騒音、振動及び濁水の流出の発生を抑えるなど、周辺の環境に配慮して工事を進めることとしており、周辺の環境に影響を及ぼす危険は生じない。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成十一年佐賀県条例第二十五号）に基づく環境影響評価の対象外の事業であるが、起業者が任意で希少な動物及び植物について調査したところ、本件起業地付近には、佐賀県が発行している「佐賀県レッドリスト」に絶滅危惧 類種として掲載されている淡水魚類のカゼトゲタナゴ及び準絶滅危惧種として掲載されているメダカが生育している可能性があることが判明した。

しかしながら、本件事業によって改変される範囲はわずかであり、周辺には類似の環境が広く残されることから、本件事業の施行に伴う当該動物への影響は極めて少ないと認められる。

また、本件起業地には文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十五条第一項の規定による周知の埋蔵文化財包蔵地の平尾二本杉遺跡が確認されているが、起業者は本件事業の施行に当たり、埋蔵文化財が発見された場合には、速やかに本県教育委員会と協議を行い、その保護について十分留意し、本件事業を進めることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案との比較

本件起業地については、立地条件、施設等の設置基準及び経済的合理性などを考慮し、選定した三つの候補地を比較して、立地条件が優れていること、一定の駐車場面積を確保することが可能であること、周辺環境に与える影響が少ないこと、事業費が安価であること等、社会的観点及び経済的観点から総合的に検討した結果、最も優れた案として本件起業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、事業計画についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四) 法第二十条第四号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

前記のとおり、本件事業は、平成二十一年三月に佐賀市が策定した「佐

賀市スポーツ振興基本計画」の施策として、既存の健康運動センターの隣接地にサッカーグラウンドを整備するために計画されたものであり、同計画の計画期間が平成二十一年度から平成二十六年までとなっているため、本件事業を早期に施行する必要性があると認められる。

また、社団法人佐賀県サッカー協会及び佐賀市サッカー協会から、佐賀市内に天然芝又は人工芝のサッカーグラウンド設置についての要望書が提出されており、株式会社サガン・ドリームスからも、佐賀市内にサガン鳥栖が練習のために利用が可能で、練習試合も開催できる練習場などの拠点の早期整備についての要望書が提出されている。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

佐賀市役所 都市政策課